

## 放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

### <主な基準>

#### 支援の目的

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

#### 職員（従うべき基準）

- 放課後児童支援員（※）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※ 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の職員の資格）を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者

※ 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

#### 開所日数

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

#### その他

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

#### 設備

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

#### 児童の集団の規模

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

#### 開所時間

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）  
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）  
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める



## 趣旨・目的

# 放課後児童クラブガイドラインについて

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

## ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

### 1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

### 2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

### 3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

### 4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

### 5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

### 6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
- ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
- ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
- ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
- ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
- ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
- ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
- ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

### ○その他

#### 7. 保護者への支援・連携

- ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。

#### 8. 学校との連携

- ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。

#### 9. 関係機関・地域との連携

#### 10. 安全対策

#### 11. 特に配慮を必要とする児童への対応

#### 12. 事業内容等の向上について

- ・ 放課後児童指導員の資質の向上のため積極的に研修を実施し、又は受講させること。
- ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。

#### 13. 利用者への情報提供等

#### 14. 要望・苦情への対応



## 倉吉市放課後児童健全育成事業実施要綱

### (目的)

第1条 倉吉市放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、昼間保護者のいない家庭の主に小学校低学年児童の育成・指導を図るため、遊びを通じた健全育成活動（以下「事業」という。）を行うことにより児童の心身共に健全な発達を図り、もってお互いの人権を尊重した仲間づくりを進めることを目的とする。

（放課後児童クラブの実施主体等）

第2条 放課後児童クラブの実施主体（以下「実施主体」という。）は、倉吉市又は倉吉市から委託を受けた者で社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第1項の規定による届出が行われているものとする。

2 放課後児童クラブの名称等は、次のとおりとする。

名称	実施場所	対象校
上北条児童クラブ	倉吉市新田422-1	上北条小学校
ポプラ学級	倉吉市大平町360-1	河北小学校
倉吉東学童クラブ	倉吉市上井781-1	
ぶるーむ学級	倉吉市上灘町41-1	上灘小学校
成徳学童クラブ	倉吉市仲ノ町733	成徳小学校
明倫児童クラブ	倉吉市鍛冶町一丁目2971-2	明倫小学校
灘手児童クラブ	倉吉市尾原500	灘手小学校
北谷児童クラブ	倉吉市福富268-5	北谷小学校
高城児童クラブ	倉吉市上福田1103	高城小学校
社児童クラブ	倉吉市国分寺342-2	社小学校
みのりクラブ	倉吉市西福守町594	
小鴨児童クラブ	倉吉市小鴨568-2	上小鴨小学校
上小鴨学童クラブ	倉吉市鴨河内2064-5	関金小学校
関金児童クラブ	倉吉市関金町関金宿200-1	山守小学校
山守児童クラブ	倉吉市関金町堀2163	

（組織及び運営）

第3条 放課後児童クラブの組織及び運営は、次により行うものとする。

(1) 放課後児童クラブを利用することができる児童（以下「放課後児童」という。）は、次に掲げる児童とする。ただし、10歳を超える児童を含むことができるものとする。

ア 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年から3年までに就学している児童

イ 特別支援学校小学部1年から3年までに就学している児童

(2) 放課後児童クラブは、概ね5人以上の児童数とし、放課後児童指導員を2名以上配置するものとする。なお、放課後児童が71人以上については3人以上配置することが望ましいものとする。

- (3) 放課後児童クラブの実施に当たっては、地域の実情・放課後児童の就学日数等を考慮し、年間200日以上、一日平均3時間以上実施するものとし、特に土曜日、夏休み期間中等の実施や、保護者の就労時間にもなるべく配慮するものとする。
- (4) 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）の資格を有するものが望ましいものとする。
- (5) 実施主体は、放課後児童クラブの活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカー等の衛生及び安全が確保された設備の整備を行い、適切な運営に努めるものとする。
- (6) 実施主体は、毎月の放課後児童の状況等について、放課後児童登録児童数報告書（様式第1号）により、毎月初めに前月の登録状況を市に報告をするものとする。なお、登録児童数は、概ね各月10日以上通う児童を以て登録児童数とする。
- (7) 放課後児童クラブには、次の表簿を備えるものとする。
  - ・児童台帳
  - ・出席簿
  - ・指導日誌
  - ・経理に関する帳簿
  - ・その他、放課後児童クラブ運営に必要な書類

(活動内容)

第4条 放課後児童クラブは、家庭と連携を図りつつ、諸活動及び生活の場を与えて、放課後児童の健全な育成を行うものであり、次の活動を行うものとする。

- (1) 放課後児童の健康管理、安全管理、情緒の安定及び基本的な生活習慣の確立の支援
- (2) 諸活動に対する意欲と態度の形成
- (3) 諸活動を通して自主性、社会性及び創造性の涵養及びお互いの人権を尊重した仲間づくり
- (4) 放課後児童の活動状況の把握と家庭への連絡
- (5) 家庭や地域での諸活動の環境づくりへの支援
- (6) その他放課後児童の健全育成に必要な活動

(利用の手続)

第5条 保護者は、放課後児童クラブを児童に利用させようとするときは、放課後児童クラブ入会申込書（様式第2号）を実施主体に提出しなければならない。

(利用料等)

第6条 実施主体は、本事業を実施するために利用料及び必要な経費の一部（以下「利用料等」という。）を、事業を利用した児童の保護者（以下「利用者」という。）から徴収できるものとする。

- 2 利用者から徴収できる利用料は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める額とする。
  - (1) 倉吉市から委託を受けた者が行う場合 児童1人につき月額2,000円（おやつ代含む。）
  - (2) 倉吉市が行う場合 児童1人につき月額1,000円（別表の区分の各欄に掲げる児童の場合にあっては、それぞれ同表の利用料の欄に掲げる額）
- 3 倉吉市が行う場合、市長は、利用があった月の月末までに、利用に係る利用料等の決定をし、翌月の7日までに利用者へ通知しなければならない。
- 4 倉吉市が行う場合、利用者は、決定を行った月の翌月の15日までに、利用料等を納めなければならない。

(その他)

第7条 実施主体は、事業実施に当たっては、事業の趣旨、内容・実施場所等について、保護者に対して十分説明をするとともに、地域住民に対する周知に万全を期するものとする。

2 実施主体は、活動の円滑な実施のために必要がある場合は、児童の在籍する学校、保育所及び幼稚園に、児童に関する情報を照会するものとする。

3 その他、この要綱に定めのない事項については、国の定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月31日から施行する。

## 別表（第6条関係）

区 分	利用料
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に定める被保護世帯に属する児童	無料
(2) 1人親家庭の世帯に属する児童（(1)の場合を除く。）	1人につき月額500円
(3) 1世帯において同時に2人以上の児童が利用するとき、これらの児童のうちの1人を除くもの（(1)の場合を除く。）	1人につき月額500円
(4) 月の利用日数（自己都合による欠席を含む。）が5日以下の児童（(1)の場合を除く。）	1人につき月額500円

様式第1号 (第3条関係)

放課後児童登録児童数報告書

( 月分 クラブ名 )

(単位: 人)

項 目		小学校区	小学校区	合 計
児 童 数	初日児童数	( )	( )	( )
	入級児童数	( )	( )	( )
	退級児童数	( )	( )	( )
	月末児童数	( )	( )	( )
登 録 児 童 数	1年生	( )	( )	( )
	2年生	( )	( )	( )
	3年生	( )	( )	( )
	4年生	( )	( )	( )
	5年生	( )	( )	( )
	6年生	( )	( )	( )
	合 計	( )	( )	( )
利 用 児 童 数	1～3年生			
	4～6年生			
	合 計			
開設日数	日			

(注意)

- ・ 児童数報告書の児童数欄には入級対象の児童数を記入してください。
  - ・ 児童数報告書の登録児童数欄には登録対象の児童数を記入してください。
  - ・ 児童数報告書の利用児童数欄には月の延べ利用児童数を記入してください。
  - ・ 児童数報告書の( )内にはうち障がい児童数を記入してください。
  - ・ 児童名簿の退級、入級、障がい児、登録児童欄には対象児童に○を記入してください。
  - ・ 入級・退級児童数は2日から月末までの児童数です。
- ※ 初日退級児童は◎を記入してください。
- ・ 入級、退級児童については児童名簿の備考欄に入級日、退級日を記入してください。
  - ・ 出席日数が10日未満の児童については、児童名簿の備考欄に理由を記入してください。
  - ・ 長期休み、土曜日のみ入級児童については児童名簿の備考欄に夏休み、冬休み、春休み、土曜日

の別を記入してください。



様式第2号 (第5条関係)

放課後児童クラブ入会申込書 (兼児童台帳)

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

(保護者) 住 所

氏 名

㊟

電 話

次の児童を 放課後児童クラブに入会させたいので、倉吉市放課後児童健全育成事業実施要綱の内容を承知の上、次のとおり申し込みます。

(ふりがな)		性 別	生年	年 月 日
児童名		男 ・ 女	月日	
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
学校名	小学校	学年	学年 (新学年)	
入会理由				
家 族 の 状 況	氏 名	続柄	連絡先 (勤務先等)	備 考
世帯の区分	1 生活保護世帯 2 1人親世帯 3 2人以上の児童が利用することとなる世帯			

※必ず裏面もご記入、ご確認ください。

裏面

<p>児童の健康状態等</p>	<p>○障がい等の有無（有・無）※有の場合（診断名等：）                  身体障害者手帳（有・無）                  療育手帳（有・無）                  精神障害者保健福祉手帳（有・無）</p>
<p>備 考</p>	<p>その他、入会に際して気になる点、お子さんについて配慮が必要な点などがあればご記入ください。</p>

1 児童クラブ入級の基準

- (1) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年から3年に就学している児童
  - ・その他、児童健全上指導を要する児童も含めることができる。
- (2) 児童クラブ対象小学校区内の児童
  - ・クラブの設置場所により2校区になる場合がある。
  - ・徒歩で通える範囲
- (3) 長期休み（夏休み、冬休み、春休み）のみ必要な児童
- (4) 学校週5日制に伴い土曜日のみ必要な児童

2 登録児童の基準

- (1) 原則月におおむね10日以上出席した児童
  - ・必要日数の半分以上出席
- (2) 10日未満の出席でも次の理由のものについては登録児童とする。
  - ・病気、学校行事、クラブ等特別な事情により本来なら10日以上出席できたと思われる児童
  - ・保護者の就業状況により出席日数が少なかった児童
  - ・途中入級、退級の児童
  - ・長期休み（夏休み、冬休み、春休み）のみ出席した児童
  - ・学校週5日制に伴い土曜日のみ出席した児童

倉吉市放課後児童クラブ一覧

平成26年5月1日現在

公私別	クラブ名 【開設年月日】	運営主体	実施場所	開設時間	利用料(月額)	指導員数	登録児童数	受入障がい児数	クラブ室面積	
公立 7クラブ	ポブラ学級 【昭和54年4月1日】	倉吉市	上井児童センター	月～金 13:30～18:30 土 7:45～18:00 長期休暇中 7:45～18:30	1,000円 (別途おやつ代必要)	5	81	5	268.84	
	高城児童クラブ 【平成8年6月1日】	倉吉市	高城児童センター	月～金 13:00～18:00 土 8:00～18:00 長期休暇中 8:00～18:00	1,000円 (別途おやつ代必要)	3	27	1	272.43	
	明倫児童クラブ 【平成8年4月1日】	倉吉市	中央児童館	月～金 13:00～18:00 土 8:00～18:00 長期休暇中 8:00～18:00	1,000円 (別途おやつ代必要)	3	33	3	132.32	
	北谷児童クラブ 【平成11年5月1日】	倉吉市	北谷児童集会所	月～金 13:00～18:00 土 8:30～18:00 長期休暇中 8:15～18:00	1,000円 (別途おやつ代必要)	4	40	0	145.84	
	小鴨児童クラブ 【平成15年4月1日】	倉吉市	小鴨児童センター	月～金 13:00～18:00 土 8:00～18:00 長期休暇中 8:00～18:00	1,000円 (別途おやつ代必要)	4	82	4	193.45	
	関金児童クラブ 【平成10年4月1日】	倉吉市	関金児童館	月～金 13:00～18:00 土 8:00～18:00 長期休暇中 8:00～18:00	1,000円 (別途おやつ代必要)	4	27	7	344.98	
	山守児童クラブ 【平成10年4月1日】	倉吉市	山守小学校	月～金 13:00～18:00 長期休暇中 8:30～18:00	1,000円 (別途おやつ代必要)	3	17	1	53.86	
	民間 8クラブ	ぶるーむ学級 【平成3年4月1日】	(社福)うわなだ福祉会	上灘児童センター	月～金 12:30～19:00 土 7:45～19:00 長期休暇中 7:45～19:00	2,000円 (おやつ代含む)	5	68	6	369.03
		倉吉東児童クラブ 【平成8年4月1日】	(社福)倉吉東福祉会	倉吉東児童センター	月～金 12:30～19:00 土 7:30～19:00 長期休暇中 7:30～19:00	2,000円 (おやつ代含む)	2	65	3	262.42
みのりクラブ 【平成12年4月1日】		(社福)みのり福祉会	社児童センター	月～金 12:30～18:30 土 7:30～18:00 長期休暇中 7:30～18:30	2,000円 (おやつ代含む)	3	36	1	169.45	
成徳学童クラブ 【平成22年4月1日】		成徳学童クラブ 保護者会	成徳小学校	月～金 12:45～19:00 土 8:00～18:00 長期休暇中 8:00～18:00	2,000円 (おやつ代含む)	3	33	1	67.5	
上北条児童クラブ 【平成20年4月1日】		上北条地区 社会福祉協議会	上北条放課後児童 健全育成事業クラ ブ室	月～金 12:45～19:00 土 8:00～18:00 長期休暇中 7:30～19:00	2,000円 (おやつ代含む)	3	40	1	86.95	
灘手児童クラブ 【平成12年4月12日】		灘手地区 社会福祉協議会	灘手小学校 図工室	月～金 13:00～18:00 土 8:30～17:30 長期休暇中 8:00～18:00	2,000円 (おやつ代含む)	3	12	0	70.56	
上小鴨学童クラブ 【平成13年4月2日】		上小鴨地区 社会福祉協議会	中田児童集会所	月～金 13:00～18:00 土 8:00～18:00 長期休暇中 8:00～18:00	2,000円 (おやつ代含む)	4	41	1	71.38	
社児童クラブ 【平成16年4月1日】		社地区 社会福祉協議会	社ふれあい会館 (旧JA支所)	月～金 12:30～19:30 土 7:30～19:30 長期休暇中 7:30～20:00	2,000円 (おやつ代含む)	4	49	0	101.16	

※利用料について

公立：基本額とクラブ毎に別途実費(おやつ、保険)が必要

民間：基本額とおやつ代を含めた金額(平月)。その他クラブ毎に教材費、延長料金等が必要。